

本巣市留守家庭教室事業利用規則

1. 送迎について

(1) 通常授業日

お迎えは、保護者または保護者が指定した18歳以上の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く）が行ってください。

(2) 長期休業日（夏・冬・春休み）、振替休業日

自宅と利用教室間の送り迎えとも、保護者または保護者が指定した18歳以上の者（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を除く）が行ってください。

(3) 送迎される保護者は、必ず名札を着用してください。また、送迎の際は、安全管理のため必ず指導員に声をかけてください。

(4) 開設時間内での送迎を厳守してください。

開設時間 通常授業日・・・・・・・・・・学校終了後から午後6時まで

長期休業日、振替休業日・・・・午前8時から午後6時まで

※長期休業日・振替休業日は、午前8時に教室を開けますので、必ず午前8時以降に入室してください。また、必ず午後6時までに退室できるよう迎えに来てください。午後6時には教室を閉め、職員も帰宅します。お時間を守っていただけない場合は、ご利用をお断りすることがありますのでご注意ください。

(5) 欠席・早退する場合は、必ず事前に職員へ連絡帳等により連絡してください。

授業終了後、留守家庭教室に無断で（※児童だけで）帰宅することがないようにご家庭においても十分指導してください。

2. 生活範囲について

実施施設の敷地内を範囲とします。児童の安全のため、無断で敷地外へ出ないようご家庭においても十分指導してください。

3. 昼食について

長期休業日（夏・冬・春休み）及び振替休業日等の学校給食が無い日は、昼食が必要です。各自で弁当やお茶を持参させてください。

4. 健康管理について

(1) 伝染病等に罹患した場合には、完治するまで留守家庭教室を利用することはできません。欠席の際には、伝染病罹患によることを留守家庭教室へ連絡してください。

(2) インフルエンザ等のために学級閉鎖等になる場合は、閉鎖された学級の児童は登校できるようになるまで留守家庭教室を利用することはできません。

5. 利用辞退（終了）等のお届けについて

(1) 留守家庭教室の利用を辞退（終了）する場合は、利用辞退する月末の1週間前までに「留守家庭教室利用辞退届」を留守家庭教室へ提出し、必ず指導員の確認を受けてください。

(2) 利用申込書の内容に変更が生じた場合（保護者の就労状況に変更があった、転居により住所が変更した等）は、必ず「留守家庭教室利用状況変更届」及び変更後の「状況証明書」（※変更後の状況証明書は保護者の就労状況に変更があった場合のみ必要）を真正分庁舎幼児教育課へすみやかに提出してください。（各留守家庭教室を通じて提出することができます。）

6. 利用料について

(1) 月の途中で利用を辞退（終了）されても、当該月分の利用料の全額を納付していただきます。また、「留守家庭教室利用辞退届」のご提出がないまま欠席されていても、利用されているものと

して利用料を納付していただきます。

- (2) 口座振替の口座には、常に利用料以上の残高をご準備ください。残高不足等により口座振替（自動払込）が出来ないということが無いよう十分注意してください。
- (3) 口座振替の手続きができていないなどの理由で、やむを得ず納付書により利用料を納付する場合は、納期限を厳守してください。**利用料を滞納されますと、留守家庭教室のご利用をお断りする場合がありますのでご注意ください。**

7. 警報発令時の休室について

台風等のため警報が発令される場合で学校が休校になる時は、児童の安全のために留守家庭教室も休室します。台風等の警報発令時の留守家庭教室の休室の取扱いについては、下記の表を基本に対応してください。

警報等の発令状況	学校への登校予定の日	学校への登校予定でない日 (休日参観等の振替日・ 夏休み等の長期休業期)
警報の種類	特別警報・暴風警報・大雨警報・暴風雪警報	特別警報・暴風警報
午前7時に発令中のとき	自宅待機となります。 (児童の受入れを見合わせます。)	—
午前8時に発令中のとき	—	自宅待機となります。 (児童の受入れを見合わせます。)
学校登校前、午前11時まで解除されたとき	解除後、学校へ登校した場合は学校終了後に開室し、児童を受入れます。 解除後、学校へ登校しない場合は休室とし、児童を受入れません。	午後2時から開室し、児童を受入れます。
午前11時に発令中のとき	休室します。	休室します。
開設(受入)後に発令されたとき	通常どおり開設し続けます。 (基本的には警報発令による閉鎖は行いません。) 引き続き児童を保護しますが、災害等が発生する可能性もありますので、早めのお迎えにご協力ください。	通常どおり開設し続けます。 (基本的には警報発令による閉鎖は行いません。) 引き続き児童を保護しますが、災害等が発生する可能性もありますので、早めのお迎えにご協力ください。

警報の定義

本港市において発表された警報のことであり、その他の「大雪警報」「洪水警報」などの発令時は、該当地区ごとに判断し、自宅待機・開設しない場合があります。また、気象状況、道路交通状況などにより安全が確保されないと判断した場合についても、自宅待機・開設しない場合があります。

- ※ これは留守家庭教室の取扱いです。登校予定の日における**学校の取扱いは、必ず各学校の取り決め等により確認してください。**なお、台風等の警報が発令されている場合で学校が休校になる時は、児童の安全のために留守家庭教室も休室します。

8. 怪我・病気等について

留守家庭教室において、児童に怪我や発熱等の病気が発生した場合、保護者（児童調査書の緊急連絡先）へ連絡をします。**すみやかにお迎えのうえ、医療機関等で受診してください。**

ただし、緊急を要する場合は職員により医療機関へ搬送しますが、保護者はすみやかに医療機関にお越しください。

9. その他

児童が留守家庭教室の施設や備品を破損した場合、修繕費用等は保護者負担となります